

青森県報

号外第七十六号

平成二十六年
十月十五日
(水曜日)

目 次

条 例

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	(こども)	二
青森県附属機関に関する条例等の一部を改正する条例	(みらい)	三
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(総務学事課)	七
青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(こども)	八
青森県営住宅条例の一部を改正する条例	(みらい)	八
青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	(学校教育課)	八
	(教職員課)	八
	(医療薬務課)	二〇
	(建築住宅課)	四〇
	(同)	四

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十三号

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部改正)

第一条 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例(平成十七年七月青森県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号口中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

(青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部改正)

第二条 青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例(昭和三十七年四月青森県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

(青森県児童福祉法施行条例の一部改正)

第三条 青森県児童福祉法施行条例(平成二十五年三月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

第十二条中「特定慢性疾患医療納入金、第十条第三項の規定により徴収する徴収金」を削り、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

(青森県療育福祉・医療療育センター条例の一部改正)

第四条 青森県療育福祉・医療療育センター条例(平成十四年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前の期間に係る第三条の規定による改正前の青森県児童福祉法施行条例第一条第二項第一号に規定する特定慢性疾患医療給付費用については、なお従前の例による。

青森県附属機関に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十四号

青森県附属機関に関する条例等の一部を改正する条例

(青森県附属機関に関する条例の一部改正)

第一条 青森県附属機関に関する条例(昭和三十六年一月青森県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条を第三十一条とし、第十四条から第二十九条までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の次に次の一条を加える。

(青森県指定難病審査会の部会)

第十四条 青森県指定難病審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 前項の部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 青森県指定難病審査会は、その定めるところにより、第一項の部会の議決をもつて青森県指定難病審査会の議決とすることができる。

別表第一青森県地方薬事審議会の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

別表第二青森県介護保険審査会の項の前に次のように加える。

青森県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第二項の規定による審査を行うこと。	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による。	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による。	二十人以内	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による。	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による。
------------	--	---------------------------	---------------------------	-------	---------------------------	---------------------------

別表第二青森県介護保険審査会の項の次に次のように加える。

青森県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）による改正後の児童福祉法（以下この項において「新法」という。）第十九	新法の規定による。	新法の規定による。	七人以内	新法の規定による。	新法の規定による。
----------------	--	-----------	-----------	------	-----------	-----------

条の三第四項の規定による審査を行うこと。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十五号を第八十七号とし、第四十六号から第八十四号までを二号ずつ繰り下げ、第四十五号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 小児慢性特定疾病審査会委員

第一条中第四十四号を第四十五号とし、第四十三号を第四十四号とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二 指定難病審査会委員

第五条中「第八十四号」を「第八十六号」に改める。

第十一条中「第一条第八十五号」を「第一条第八十七号」に改める。

別表第一結核診査協議会委員の項の次に次のように加える。

指定難病審査会委員	同	九、八〇〇円
-----------	---	--------

別表第二子ども・子育て支援推進会議委員の項の次に次のように加える。

小児慢性特定疾病審査会委員	同	九、八〇〇円
---------------	---	--------

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十五号を第八十七号とし、第四十六号から第八十四号までを二号ずつ繰り下げ、第四十五号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 小児慢性特定疾病審査会委員

第一条中第四十四号を第四十五号とし、第四十三号を第四十四号とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三 指定難病審査会委員

第三条第一項中「第八十四号」を「第八十六号」に改める。

第四条中「第一条第八十五号」を「第一条第八十七号」に改める。

別表第三中「結核診査協議会委員」を「結核診査協議会委員」に、「子ども・子育て支援推進会議委員」を「子ども・子育て支援推進会議委員」に改める。

指定難病審査会委員

子ども・子育て支援推進会議委員

小児慢性特定疾病審査会委員

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中青森県附属機関に関する条例別表第一青森県地方薬事審議会の項の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

2 児童福祉法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十七号)附則第四条第七項の規定により置かれた青森県小児慢性特定疾病審査会の委員については、第一条の規定による改正後の青森県附属機関に関する条例別表第二青森県小児慢性特定疾病審査会の項任期欄中「新法」とあるのは、

「児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）」とする。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十五号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

40 平成三十一年三月三十一日までに、職員が退職し、かつ、引き続き地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「産業技術センター」という。）の職員となつた場合（知事の同意を得て行われた産業技術センターの職員の募集に係る選考により産業技術センターの職員となつた場合に限る。）において、その者の職員としての勤続期間が、産業技術センターの退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十七条第二項に規定する基準をいう。）により、産業技術センターの職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十六号

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成二十三年十二月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（用語）

内閣府

厚生労働省

第二条 この条例において使用する用語は、法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第一号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年七月三十一日文部科学省告示第二号）において使用する用語

内閣府

厚生労働省

の例による。

第三条の見出しを「（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件）」に改め、同条第一項中「施設の認定」を「幼稚園又は保育所等の認定」に改め、同項第一号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、

「保育」を「教育」に改め、同項第二号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」に、「実施」を「利用」に改め、同項第四号中「別表」を「別表第一」に、「施設」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同条第二項中「幼保連携施設の認定」を「連携施設の認定」に改め、同項第一号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第二号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同項第三号中「別表」を「別表第一」に、「施設」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準）

第四条 法第十三条第一項に規定する幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は、別表第一のとおりとする。

別表中「施設の」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の」に改め、同表第一号1中「満三歳以上の子どものうち短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上」及び「のうち長時間利用児」を削り、「保育」を「教育及び保育」に改め、同号2中「（満三歳以上満四歳未満の子ども）の数が二十人を超える学級にあつては、二人」の保育」を「の教育及び保育」に改める。

別表第二号2及び3中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同号4中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同表第三号1ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同号2に次のただし書を加える。

ただし、幼稚園型認定こども園の調理室については、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う子どもの数が二十人に満たない場合であつて、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理設備を備えるときは、この限りでない。

別表第三号3ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同表第四号1及び2中「に欠ける」を「を必要とする」に改め、同号7中「の調理室において調理された」を「内で調理する方法により」に改め、同号8中「保育に」を「保育の内容に」に改め、同号9中「保育」を「教育及び保育」

に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準

区分	基準
一 一般原則	<ol style="list-style-type: none"> 1 この表に定める基準を超えて、常に、設備及び運営を向上させること。 2 この表に定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、当該基準を理由として、その設備又は運営を低下させないこと。 3 園児の人權に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営を行うこと。 4 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境に定められていること。 5 地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めること。 6 法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けること。
二 学級の編制	<ol style="list-style-type: none"> 1 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。 2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とすること。 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とすること。
三 職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を一人以上置くこと。 2 特別の事情があるときは、1の保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 3 園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた副園長又は教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。）の数は、次の(一)から(四)までに掲げる園児の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに定める職員の数（(一)及び(二)に係る職員の数の

	<p>については、当該職員の数が学級数を下回る場合には、当該学級数に相当する数とする。)を合算した数以上(園長が専任でない場合)あつては、当該合算した数に一を加えた数以上)であること。ただし、常時二人を下回らないこと。</p> <p>(一) 満四歳以上の園児 おおむね三十人につき一人</p> <p>(二) 満三歳以上満四歳未満の園児 おおむね二十人につき一人</p> <p>(三) 満一歳以上満三歳未満の園児 おおむね六人につき一人</p> <p>(四) 満一歳未満の園児 おおむね三人につき一人</p> <p>4 園児の保育に直接従事する職員は、他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねていないこと。</p> <p>5 調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>6 次に掲げる職員を置くよう努めること。</p> <p>(一) 副園長又は教頭</p> <p>(二) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(三) 事務職員</p>
<p>四 設備</p>	<p>1 設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。</p> <p>2 園舎及び園庭を備えること。</p> <p>3 園舎は、二階建以下であること。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。</p> <p>4 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)は、一階に設けること。ただし、園舎が次の(一)、(二)及び(六)に掲げる要件を満たすときは、保育室等を二階に、³ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、次の(二)から(八)までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。</p> <p>(一) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。</p> <p>(二) 保育室等が設けられる次のイからハまでに掲げる階の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>イ 二階 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 常用の設備で次に掲げるものが一以上設けられていること。</p> <p>(i) 屋内階段</p>

(ii) 屋外階段

(2) 避難用の設備で次に掲げるものが一以上設けられていること。

(i) 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものであること。）

(ii) 待避上有効なバルコニー

(iii) 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

(iv) 屋外階段

ロ 三階 次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 常用の設備で次に掲げるものが一以上設けられていること。

(i) 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段

(ii) 屋外階段

(2) 避難用の設備で次に掲げるものが一以上設けられていること。

(i) 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものであること。）

(ii) 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

(iii) 屋外階段

ハ 四階以上 次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 常用の設備で次に掲げるものが一以上設けられていること。

(i) 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段

(ii) 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

(2) 避難用の設備で次に掲げるものが一以上設けられていること。

(i) 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項

の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられる階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものであること。）

(ii) 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

(iii) 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

(三) (二)の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

(四) 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(五) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(六) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(七) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(八) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

5 4ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものであること。

6 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とすること。

7 園舎の面積は、次に掲げる面積に満三歳未満の園児の数に応じ、16の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

(一) 学級数が一学級である場合は、百八十平方メートル

(二) 学級数が二学級以上である場合は、百平方メートルに当該学級数から二を減じて得た学級数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積

8 園庭の面積は、次に掲げる面積と三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積に三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児の数を乗じて得た面積を加えた面積以上であること。

(一) 学級数が二学級以下である場合は、三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た学級数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積

(二) 学級数が三学級以上である場合は、八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た学級数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

9 園舎には、次に掲げる設備を備えること。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(一) 職員室

(二) 保育室

(三) 遊戯室

(四) 保健室

(五) 調理室

(六) 便所

(七) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

10 満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合は、9に規定するもののほか、園舎には、乳児室又はほふく室を備えること。

11 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回らないこと。

12 保育室等を他の学校、社会福祉施設等の設備と兼用しないこと。

13 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、次号9ただし書の規定により当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法以外の方法により行う場合であって、当該方法による食事の提供に必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるときは、9の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。

14 当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が二十人に満たない場合であって、当該

<p>方法により食事の提供を行うために必要な調理設備を備えるときは、9の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。</p>	<p>15 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えられること。</p> <p>16 次の(一)から(三)までに掲げる設備の面積は、それぞれ(一)から(三)までに定める面積以上であること。</p> <p>(一) 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p> <p>(二) 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(三) ほく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>17 9及び10に規定するもののほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めること。</p> <p>(一) 放送聴取設備</p> <p>(二) 映写設備</p> <p>(三) 水遊び場</p> <p>(四) 園児清浄用設備</p> <p>(五) 図書室</p> <p>(六) 会議室</p> <p>18 園具及び教具は、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数が備えられ、並びに常に改善され、及び補充されること。</p>
<p>五 運営</p>	<p>1 教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(一) 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、三十九週を下回らないこと。</p> <p>(二) 教育時間は、四時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。</p> <p>(三) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、一日につき八時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定められていること。</p> <p>2 保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち</p>

ち、当該幼保連携型認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めること。

3 当該幼保連携型認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨が掲示されること。

4 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課されること。

5 職員の研修に関する計画が定められていること。

6 園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと。

7 職員は、園児に対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。

8 園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。

9 当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（当該幼保連携型認定こども園の調理室と兼用している他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により食事が提供されるものであること。ただし、満三歳以上の園児に対して食事が提供される場合であって、衛生管理、栄養管理等について必要な配慮がなされていると認められるときは、この限りでない。

10 食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであること。

11 食事は、10の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。

12 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われること。

13 園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること。

14 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らさないこと。

15 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。

16 行った園児の教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため

附 則

- に、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。
- 17 行った園児の教育及び保育並びに子育ての支援について、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- 18 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力すること。
- 19 園長は、常に保護者と密接な連絡を取り、園児の教育及び保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めること。

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年間は、改正後の青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一第一号1の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園（改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいい、改正法附則第三条第一項に規定する旧幼保連携型認定こども園を除く。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

3 施行日から起算して五年間は、改正後の条例別表第二第三号3の規定にかかわらず、改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

4 改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設備については、改正後の条例別表第一第四号2から11まで及び13から18ま

での規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 施行日から起算して五年間は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第十四条第二項に規定する副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）についての改正後の条例別表第二第三号3の規定の適用については、同3中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

6 施行日の前日において現に幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいい、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る改正後の条例別表第一第四号4、8及び16の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後の条例別表第二 第四号4	次の(一)、(二)及び(六)に掲げる要件を満たす	次の(一)に掲げる要件を満たし、かつ、園児の待避上必要な設備を備える
改正後の条例別表第二 第四号8	次に掲げる面積と三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積	次に掲げる面積
改正後の条例別表第二 第四号16	<p>から(三)まで</p> <p>(一) 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p> <p>(二) 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(三) ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>	<p>及び(二)</p> <p>(一) 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(二) ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>

7 施行日の前日において現に保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいい、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る改正後の条例別表第二第四号4、7及び8の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後の条例別表第二第四号4	耐火建築物	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）
改正後の条例別表第二第四号7	園舎の面積は、次に掲げる面積に満三歳未満の園児の数に応じ、16の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。 (一) 学級数が一学級である場合は、百八十平方メートル (二) 学級数が二学級以上である場合は、百平方メートルに当該学級数から二を減じて得た学級数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積	園舎の面積は、16の規定により算定した面積以上であること。
改正後の条例別表第二第四号8	園庭の面積は、次に掲げる面積と三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積に三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児の数を乗じて得た面積を加えた面積以上であること。 (一) 学級数が二学級以下である場合は、三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た学級数を乗じて得	園庭の面積は、三・三平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積以上であること。

た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積
(二) 学級数が三学級以上である場合は、八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た学級数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

8 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（改正後の条例別表第二第四号8（一）又は（二）に掲げる面積と三・三平方メートルに満三歳以上の園児（認定こども園法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同号6の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第八十七号

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

第一条 青森県薬事法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中

四万千三百円
二万七千六百円
三万四千円
三万四千円
二万七千六百円
二万七千六百円
四万千三百円
二万七千六百円
三万四千円

を

六万千四百円
四万三千二百円
五万四千五百円
三万四千円
二万七千六百円
六万千四百円
四万三千二百円
五万四千五百円

に改め、同表第十号中

十萬二千七百円に、製造品目の数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額	五万五千八百円に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額
------------------------------------	----------------------------------

十二万九百円に、製造品目の数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額	七万六百元に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額
-----------------------------------	--------------------------------

七万七千七百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額

七万七千七百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額

五万五千八百円に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額

十万二千七百円に、製造品目の数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額

五万五千八百円に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額

七万七千七百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額

を

九万八千三百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額

七万七千七百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額

五万五千八百円に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額

十二万九百円に、製造品目の数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額

七万六千六百円に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額

九万八千三百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額

に改める。

第二条 青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例

第一条中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「改正法及び」を「改正法、」に改め、「旧政令」という。（）」の下に「及び薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）」を加え、同条第二号中「化粧品又は医療機器（以下「医薬品等」という。）」「を「又は化粧品」に改め、同条第三号中「第十三条第二項」を「第十三条第一項」に、「医薬品等」を「医薬品、医療部外品又は化粧品」に改め、同条第四号中「第十三条第七項において準用する同条第二項」を「第十三条第六項」に、「医薬品等」を「医薬品、医療部外品又は化粧品」に改め、同条第五号及び第六号中「医療部外品又は医療機器」を「又は医療部外品」に改め、同条中第三十二号を第四十二号とし、第二十五号から第三十号までを十号ずつ繰り下げ、同条第二十四号中「第十三条第一項」を「第三十七条の十第一項」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条第二十二号中「第十二条第一項」を「第三十七条の九第一項」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第二十一号中「薬局開設、」を削り、「販売業及び」を「販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業及び再生医療等製品の販売業」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十一号中「薬局開設、」を削り、「販売業及び」を「販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業及び再生医療等製品の販売業」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十二号中「薬局開設、」を削り、「販売業及び」を「販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業及び再生医療等製品の販売業」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十三号中「医薬品等」を「医薬品、医療部外品又は化粧品」に改め、同号を同条第二十四号とし、同号の次に次の六号を加える。

二十五 政令第三十七条の二第一項及び同条第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付に関する事務

二十六 政令第三十七条の三第一項及び同条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付に関する事務

二十七 政令第三十七条の九第一項及び同条第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の

製造業の登録証の書換え交付に関する事務

二十八 政令第三十七条の十第一項及び同条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付に関する事務

二十九 政令第四十三条の四第一項及び同条第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付に関する事務

三十 政令第四十三条の五第一項及び同条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付に関する事務

第一条第十九号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十八号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十七号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同号を同条第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

十九 政令第一条の五の規定による薬局開設の許可証の書換え交付に関する事務

二十 政令第一条の六第一項及び第二項の規定による薬局開設の許可証の再交付に関する事務

第一条第十五号中「第四十条の二第六項において準用する同条第二項」を「第四十条の二第五項」に、「第八十条第二項第三号」を「第八十条第二項第四号」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 法第四十条の五第一項の規定による再生医療等製品の販売業の許可及び同条第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新に関

する事務

第一条第十四号中「第四十条の二第二項」を「第八十条第二項第三号」を「第八十条第三項第四号」に、「医療機器の修理業の許可の更新」を「当該許可の更新」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第二十九条第二項」を「第二十九条第一項」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を削り、同条第七号中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に、「店舗販売業」を「医薬品の販売業」に、「法第二十四条第二項」を「同条第二項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号の次に次の三号を加える。

七 法第二十三条の二第一項及び政令第八十条第三項第一号の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可並びに法第二十三条の二第二項の規定による当該許可の更新に関する事務

八 法第二十三条の二の三第一項及び政令第八十条第三項第三号の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録並びに法第二十三条の二の三第三項の規定による当該登録の更新に関する事務

九 法第二十三条の二十第一項及び政令第八十条第四項第一号の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可並びに法第二十三条の二十第二項の規定による当該許可の更新に関する事務

第一条に次の一号を加える。

四十三 薬事法等の一部を改正する法律附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百六十九号）第一条の規定による改正前の政令第八十条第二項第七号の規定による医薬品（体外診断用医薬品に限る。）又は医療機器の適合性調査に関する事務

別表第三号中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に、「第三条第三号」を「第三条」に、

外品又は化粧品」に改め、「(体外診断用医薬品を除く。)」を削り、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の

化粧品	五万六千四百円
-----	---------

に改め、同表第五号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部

外品又は化粧品の」に、

化粧品			五万六千四百円
医療機器			
イ	第一種医療機器製造販売業		十一万六百元
ロ	第二種医療機器製造販売業		十万五千元
ハ	第三種医療機器製造販売業		八万三千二百円

を

化粧品	七万千三百円
-----	--------

に改め、同表第四号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部

化粧品			七万千三百円
医療機器			
イ	第一種医療機器製造販売業		十五万千六百元
ロ	第二種医療機器製造販売業		十四万三千三百円
ハ	第三種医療機器製造販売業		十二万千六百元

を

ニイ、ロ及びハに掲げる製造業以外の製造業	六万五千六百元
----------------------	---------

確保等に関する法律施行規則」に、

医薬品（体外診断用医薬品に限る。）		イ ロに掲げる製造業以外の製造業	六万五千六百円
		ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	三万九百円

を

ニ
イ、ロ及びハに掲げる製造業以外の製造業

六万五千六百円

に、「第二十六条第三項第一号」を「第二十六条第二項第

一号」に、

医療機器		ロ 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	三万九百円
		イ 省令第二十六条第五項第二号に規定する滅菌医療機器（以下「滅菌医療機器」という。）の製造工程の全部又は一部を行う製造業（ロに掲げるものを除く。）	八万五千二百円
		ロ 医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	三万九百円

を

ロ 化粧品の製造工程のうち包	ニ イ、ロ及びハに掲げる製造業以外の製造業	五万八百万円
----------------	-----------------------	--------

に、

医薬品（体外診断用医薬品に限る。）	イ ロに掲げる製造業以外の製造業	五万八百万円
	ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	二万七千四百円

を

外品又は化粧品の」に改め、「（体外診断用医薬品を除く。）」を削り、

ロ 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	三万九百万円
--------------------------------	--------

に改め、同表第六号中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部

ハ イ及びロに掲げる製造業以外の製造業	六万五千六百万円
---------------------	----------

を削り、		
医薬品(体 外診断用医 薬品に限		
ハ イ及びロに掲げる製造業以 外の製造業	イ ロに掲げる製造業以外の製 造業	ロ 医薬品の製造工程のうち包
五万六千七百円	五万六千七百円	二万八千九百円

を

ロ 化粧品等の製造工程のうち包 装、表示又は保管のみを行う 製造業	二万七千四百円
--	---------

に改め、同表第七号中「(体外診断用医薬品を除く。)」

医療機器			
イ 滅菌医療機器の製造工程の 全部又は一部を行う製造業 (ロに掲げるものを除く。)	ロ 医療機器の製造工程のうち 包装、表示又は保管のみを行 う製造業	ハ イ及びロに掲げる製造業以 外の製造業	装、表示又は保管のみを行う 製造業
六万四千五百円	二万七千四百円	五万八百円	

を

ロ 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う	二万八千九百円
-----------------------------	---------

医療機器	
ロ 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	二万八千九百円
イ 滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造業（ロに掲げるものを除く。）	七万二千四百円
ロ 医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	二万八千九百円
ハイ及びロに掲げる製造業以外の製造業	五万六千七百円

を

ハイ及びロに掲げる製造業以外の製造業	五万六千七百円
--------------------	---------

に、

る。）
装、表示又は保管のみを行う製造業

に改め、同表第八号中「医薬部外品又は医療機器」を

	製造業	
--	-----	--

「又は医薬部外品」に、「第四十二条第一項第二号」を「第六十二条第一項」に、

医療機器	医薬部外品	四万四千二百円	十万七千二百円
------	-------	---------	---------

を

医薬部外品	四万四千二百円
-------	---------

に改め、同表第九号中「医薬部外品若しくは医療機器」

を「若しくは医薬部外品」に改め、「(体外診断用医薬品を除く。)」を削り、

医薬品(体外診断用医薬品に限る。)	ハイ及びロに掲げるもの以外	五万四千五百円
	イロに掲げるもの以外のもの	三万四千元
	ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの	二万七千六百元

を

ハイ及びロに掲げるもの以外	五万四千五百円
---------------	---------

に、

医薬品（体		
イ	ハイ及びロに掲げるもの以外 のもの	九万八千三百円に、製造品目 の数に千五百円を乗じて得た 額を加算した額
ロに掲げるもの以外のもの		七万七千七百円に、製造品目

を「若しくは医薬部外品」に改め、「（体外診断用医薬品を除く。）」を削り、

	ハイ及びロに掲げるもの以外 のもの	五万四千五百円

に改め、同表第十号中「医薬部外品若しくは医療機器」

				医療機器
	ハイ及びロに掲げるもの以外 のもの			イ 滅菌医療機器の製造工程の 全部又は一部を行う製造業に 係るもの（ロに掲げるものを 除く。）
				四万千三百円
			ロ 医療機器の製造工程のうち 包装、表示又は保管のみを行 う製造業に係るもの	二万七千六百円
	ハイ及びロに掲げるもの以外 のもの			三万四千円

を

		医療機器	
ハイ及びロに掲げるもの以外	ロ 医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの	イ 滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの（ロに掲げるものを除く。）	ハイ及びロに掲げるもの以外のもの 九万八千三百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額 十万二千七百円に、製造品目の数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額
ハイ及びロに掲げるもの以外	ロ 医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの		五万五千八百円に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額 七万七千七百円に、製造品目

を

	ハイ及びロに掲げるもの以外のもの		九万八千三百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額

に、

		外診断用医薬品に限る。）	
	ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの		の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額 五万五千八百円に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額

を

のもの	の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額
-----	----------------------

ハイ及びロに掲げるもの以外のもの	九万八千三百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額
------------------	-----------------------------------

に改め、同表第十一号中「医薬部外品又は医療機器」を

「又は医薬部外品」に、

医薬部外品	三万二千二百円
医療機器	六万七千九百円

を

医薬部外品	三万二千二百円
-------	---------

に改め、同表第三十号中「薬局開設、医薬品の販売業若し

くは」を「医薬品の販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業若しくは再生医療等製品の販売業」に、「薬局開設等許可証再交付手数料」を「医薬品販売業等許可証再交付手数料」に改め、同表第四十六号とし、同表第二十九号中「薬局開設、医薬品の販売業若しくは」を「医薬品の販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業若しくは再生医療等製品の販売業」に、「薬局開設等許可証書換え交付手数料」を「医薬品販売業等許可証書換え交付手数料」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第二十八号中「（政令第五十五条において準用する場合を含む。）」を削り、「医薬品等の」を数料」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第二十八号中「（政令第五十五条において準用する場合を含む。）」を削り、「医薬品等の製造業許可証再交付手数料」に改め、同号を同表第三十八号とし、同号の次に次の六号を加える。

<p>三十九 政令第三十七条の二第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者</p>	<p>医療機器等製造販売業許可証書換え交付手数料</p>		<p>二千元</p>
<p>四十 政令第三十七条の三第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者</p>	<p>医療機器等製造販売業許可証再交付手数料</p>		<p>三千元</p>
<p>四十一 政令第三十七条の九第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付を受けようとする者</p>	<p>医療機器等製造業登録証書換え交付手数料</p>		<p>二千元</p>
<p>四十二 政令第三十七条の十第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付を受けようとする者</p>	<p>医療機器等製造業登録証再交付手数料</p>		<p>三千元</p>
<p>四十三 政令第四十三条の四第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料</p>		<p>二千元</p>

交付を受けようとする者			
四十四 政令第四十三条の五第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料		三千円

別表第二十七号中「(政令第五十五条において準用する場合を含む。)」を削り、「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の」に改め、「又は医療機器の修理業」を削り、「医薬品等製造業等許可証書換え交付手数料」を「医薬品等製造業許可証書換え交付手数料」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表第二十六号中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の」に改め、同号を同表第二十五号中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の」に改め、同号を同表第三十五号とし、同表第二十四号を同表第三十号とし、同号の次に次の四号を加える。

三十一 法第四十条の五第一項の規定による再生医療等製品の販売業の許可を受けようとする者	再生医療等製品販売業許可申請手数料		三万七千二百円
三十二 法第四十条の五第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新を受けようとする者	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料		一万七千七百円
三十三 政令第一条の五第一項の規定による薬局開設の許可証の規定による薬局開設の許可証の	薬局開設許可証書換え交付手数料		二千元

書換え交付を受けようとする者			
三十四 政令第一条の六第一項の規定による薬局開設の許可証の再交付を受けようとする者	薬局開設許可証再交付手数料		三千元

別表第二十三号を同表第二十九号とし、同表第二十二号を同表第二十八号とし、同表第二十一号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同表第二十七号とし、同表第二十号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同表第二十六号とし、同表中第十二号から第十九号までを六号ずつ繰り下げ、同表第十一号の次に次の六号を加える。

十二 法第二十三条の二第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けようとする者	医療機器等製造販売業許可申請手数料	医療機器	イ 第一種医療機器製造販売業 ロ 第二種医療機器製造販売業 ハ 第三種医療機器製造販売業	十五万千六百元 十四万三千三百円 十一万千六百元
十三 法第二十三条の二第二項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者	医療機器等製造販売業許可更新申請手数料	医療機器	イ 第一種医療機器製造販売業 ロ 第二種医療機器製造販売業 ハ 第三種医療機器製造販売業	十四万二千七百円 十三万八千二百円 十万千四千元
十四 法第二十三条の二の三第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業	登録申請手数料	体外診断用医薬品		十三万八千二百円 四万三千七百円

<p>外診断用医薬品の製造業の登録を受けようとする者</p>	<p>医療機器等製造業登録更新申請手数料</p>		<p>三万三千六百円</p>
<p>十五 法第二十三条の二の三第三項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新を受けようとする者</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可申請手数料</p>		<p>十五万六千六百円</p>
<p>十六 法第二十三条の二十第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可を受けようとする者</p> <p>十七 法第二十三条の二十第二項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料</p>		<p>十一万六千六百円</p>
<p>四十七 政令第五十五条において準用する政令第三十七条の九第一項の規定による医療機器の修理業の許可証の書換え交付を受けようとする者</p>	<p>医療機器修理業許可証書換え交付手数料</p>		<p>二千元</p>

別表に次のように加える。

<p>四十八 政令第五十五条において準用する政令第三十七条の十第一項の規定による医療機器の修理業の許可証の再交付を受けようとする者</p>	<p>医療機器修理業許可証再交付手数料</p>			<p>三千円</p>
<p>四十九 薬事法等の一部を改正する法律附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による医薬品（体外診断用医薬品に限る。）又は医療機器の適合性調査を受けようとする者</p>	<p>医療機器等適合性調査申請手数料</p>	<p>医薬品（体外診断用医薬品に限る。）</p>	<p>イ 省令第百十四条の三十三第一項第二号イに規定する滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの（ロに掲げるものを除く。） ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの</p>	<p>二万七千六百円 二万七千六百円</p>
		<p>医療機器</p>	<p>イ 省令第百十四条の三十三第一項第二号イに規定する滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの（ロに掲げるものを除く。） ロ 医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの</p>	<p>四万千三百円 二万七千六百円</p>
			<p>ハイ及びロに掲げるもの以外のもの</p>	<p>三万四千円</p>

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

青森県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十八号

青森県営住宅条例の一部を改正する条例

青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第一号ロを次のように改める。

ロ 県税又は県営住宅の家賃を滞納している者

第四条の次に次の一条を加える。

（入居者資格の特例）

第四条の二 県営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による県営住宅の用途の廃止により当該県営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第四項第一号及び第二号（ロに係る部分に限る。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 法第四十条第一項の規定により入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合においては、その者については、前条第四項第一号及び第二号（ロに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第五条中「前条第四項各号」を「第四条第四項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第四項第一号口の改正規定は、平成二十六年十二月一日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十九号

青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

二 その者又はその同居者が県税又は特定公共賃貸住宅若しくは青森県県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）第一条第一号に規定する県営住宅の家賃を滞納している者でないこと。

第四条第二項第三号を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年十二月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭